

『和泉式部正集』に記された敦道親王伝 定家本
との関わりをめぐって

著者	岸本 理恵
雑誌名	國文學
巻	83-84
ページ	94-102
発行年	2002-01-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/2509

『和泉式部正集』に記された敦道親王伝

——定家本との関わりをめぐる——

岸 本 理 恵

一、はじめに

和泉式部は歌人として、時代を超えて高い評価を受けてきた。

『和泉式部日記』に見る情熱的な恋の話も加わって、後には様々な説話も生まれている。しかし、その家集『和泉式部集』（正集と続集を合わせて以下にこう称する）は、多くの平安歌人と同様に、成立や伝来が明らかではない。先学の研究が重ねられたことで、小さな歌群の集合体として出来上がったことが次第に明らかになってきた。『和泉式部集』特有の重出歌の多さも、これによっていられるらしい。

『和泉式部集』の伝本は、正集にはあまり古い写本がなく、完本として現存するものはすべて江戸期の書写によるものである。古筆切として、定家様のものがわずかに存在するが、すべて下巻後半の

ごく一部分に過ぎず、全体像は明らかでない。

一方、続集には伝西行筆本がある。零本ながら一四〇余首を有し、これによって現存続集が平安末頃まで遡りうることがわかる。この伝西行筆本は定家の書入れや勘物がある、定家手沢本とされるものである。実は、この定家筆の勘物が事実と少し異なるため問題とされてきたのであるが、この勘物から定家の見た『和泉式部集』を以下に探ってみたい。

二、続集の勘物

勘物について触れる前に、伝西行筆続集切について少し説明をしておこう。これは、吉田幸一氏『和泉式部集定家本考』にカラー写真が収められている¹⁾。現在では二帖に分割され、一方は『高遠大式

集』、もう一方は『大式三位集』との外題のある表紙が付されているが、内容は和泉式部統集のものである。ただし、現存統集に比べてかなりの乱丁と切取りがあるうえ、二帖を合わせても現存統集の歌数には及ばない。

問題の勅物は、統集38に

二品「彈正尹為尊親王」長保四年「六月依病」出家薨

と記されるものである。統集38は「宮の御四十九日、誦經の御ぞものうたする所に、これを見るがかなしき事、などいひたるに」との詞書をもち、この「宮」が為尊親王であるとの注であるらしい。

為尊親王について、『日本紀略』は長保四年六月某日として「入道彈正尹二品為尊親王薨」とある他、『権記』では長保四年六月十三日の条に「丑刻許、彈正宮薨給云々」とある。為尊親王の出家について、『日本紀略』には「入道」と記す以外に詳しい記述は見えないが、『権記』では為尊親王薨去の前から長く病氣だったこと、六月六日には出家したこと等の記事が見える。『栄華物語』にも「あさましかりつる御夜歩きのしるしにや、いみじうわづらはせたまひて、うせたまひぬ」とあって、為尊親王が病氣のために死亡したのは有名である。また、『大鏡』兼家伝には、超子腹の皇子達として為尊親王が登場するが、本文・傍注ともに十二世紀末とされる千葉本には「彈正尹宮」について「為尊 長保四年六月依病出家薨」

との勅物があり、これは統集の勅物とほぼ同文である。これらの記述と統集の勅物は一致しており、為尊親王のものとして間違いはないようである。

統集38と159は、この38詞書の「宮」の死を悲しみ悼む歌が綿々と連ねられた歌群である。詳細な研究の結果、現在ではこの「宮」は為尊親王ではなく弟の敦道親王であると認められ、一般に「帥宮挽歌群」と呼ばれている。つまり、ここは敦道親王の死を悲しむ歌と認められる歌群であり、為尊親王ではなく敦道親王についての勅注があつて然るべきと思われる箇所である。

さて、この歌群中の歌は勅撰集にも入集しているが、例えば、

『千載集』では

彈正尹為尊のみにおくれ侍りてよめる 和泉式部

をしきかな形見にきたる藤衣ただこのころに朽はてぬべし

(哀傷・547／統集56)

と、詞書に為尊親王の名が記される。『新古今集』783・『統拾遺集』1341でもやはり、この歌群の和歌が為尊親王の死を嘆いて詠んだ歌として入集する。こうした勅撰集への入集や伝西行筆本の勅物の是非については、既に論が重ねられ、俊成や定家の誤認であることが指摘されている。確かに、事実としては「宮の御四十九日の…」の「宮」は敦道親王とするのが正しく、この歌群が敦道親王の死を哀

傷する歌群であることに稿者も異論はない。しかし、この勅物や勅撰集の詞書をはたして誤認と言ってしまうてよいのだろうか。

この「帥宮挽歌群」中の歌は『千載集』が初出なのではなく、『後拾遺集』に既に見えている。『後拾遺集』では三首ままとまって、

敦道親王におくれてよみ侍りける 和泉式部

いまはただそよそのこととおもひいでてわするばかりのうきこと
もがな (哀傷・573／統集53)

おなじころあまにならむと思ひてよみ侍りける

すてはてむとおもふさへこそかなしけれきみになれにしわがみと

おもへば (哀傷・574／統集51)

十二月の晦のよよみはべりける

なきひとのくるよときけどきみもなしわがすむやどやたまなきの
さと (哀傷・575／統集41)

となっており、敦道親王の名が見えている。これらの歌は統集53・51・41にあたり、定家が勅物を付けた統集38と比較的近くに位置するものである。また、定家はこのうち『後拾遺集』573・574を『二代集』にも採っており、『後拾遺集』では敦道親王への哀傷歌となっていることを見過ごしたなどということも考えがたい。また、さらに定家に近い時代の『統詞花集』には、

帥宮おはせでのちよみ侍りける

和泉式部

ねざめする身を吹きとほす風の音をむかしはみみのよそにきき
けん (恋下・625／統集145)

とあって、やはり、敦道親王挽歌としてしているのである。『統詞花集』が何によって和泉式部の和歌を採ったのかは明らかではないが、現存『和泉式部統集』と比べると、詞書や和歌本文に大きな隔たりはない。もちろん、当時、『統詞花集』の採歌資料となった和泉式部の家集が、現存統集と同じだったとは限らない。しかし、少なくとも、この歌が敦道親王の死を哀傷するものとしての理解があったはずである。それにもかかわらず、為尊親王伝をここに記したのは、定家が何らかの確信をもっていたからであつたと思うのである。

藤岡氏が「…千載集・新古今集や定家などを中心にした為尊親王説への固執の傾向をみると、その背後にやはりそれだけの資料を踏まえていたのではなかったかという予測がくる。」とされている。また、史料によつては裏付けられない為尊親王と和泉式部の熱愛説を成り立たせた主要な原因は『和泉式部日記』であつたと述べられ、『栄華物語』でさえ、その傾向を見せることを指摘されている。

『和泉式部日記』の歌は『千載集』初出であるが、『新勅撰集』にも『和泉式部日記』から採歌したと思しき和泉式部と敦道親王の贈答歌が入集しており、定家は何らかの『和泉式部日記』を見ていたはずである。定家が統集に為尊親王についての勅物を記したのは、

藤岡氏の指摘のように『和泉式部日記』の影響が大きいことは間違いないだろう。しかし、これに加えて、実は、正集が影響しているのではないかと思うのである。

三、正集の勅物

前にも述べたとおり、正集は統集に比べて新しい写本しかないのだが、正集の多くの本には上巻末に、

大宰帥敦道親王寛弘四年三月花宴之次叙三品同十月二日薨とある。残念ながら、正集には臨模本のように親本を忠実に写したものはなく、春海本によれば、正集の親本は一首二行書であったというが、諸本いずれもそうした形態を残してもいない。しかし、二系統に大別される正集も、いくつかの誤謬や欠脱を共有することから一つの共通祖本にたどりうるとされている。この敦道親王の伝記は系統を超えて多くの正集にみえることから、そうした共通祖本の段階で既に存在していたものと考えられるのである。

勅物の内容について検証してみると、寛弘四年十月二日に敦道親王薨去の記事は、『日本紀略』に「三品太宰帥敦道親王薨」とある他、『御堂関白記』・『権記』・『大鏡』千葉本勅物などに見えている。「寛弘四年三月花宴之次叙三品」については、『日本紀略』では、「寛弘四年四月二十五日の条に「於二一院院皇居一命三詩宴」……今

日。三品具平親王叙三品。四品敦道親王叙三品。各下レ殿拜舞。」とある。この宴については『御堂関白記』にも、やはり寛弘四年四月二十五・二十六日ではあるが詳しい記述がある。勅物の「三月」「花宴」には少し疑問が残るものの、寛弘四年の宴の折に敦道親王が三品に叙せられたことも間違いなさそうである。よって、正集の敦道親王に関する勅物の内容は、正当なものと思なう。

正集には、実際、敦道親王と関係のある歌が多数ある。具体的に、正集98〜106は詞書「いづれの宮にかおはしましけむ……」で始まる敦道親王と和泉式部の白河訪問歌群である。220〜231は『和泉式部日記』との重出歌がならび、221の詞書には「そちの宮」との語も見える。232は詞書「十月ばかり、そちのみやより、いかにつれづれにとのたまへれば」、233は「そちの宮うせ給ひてのころ」、234〜239は「おなじころ、ふのとのに」で始まる、敦道親王が亡くなった頃の傳の殿（藤原道綱）との贈答が続く。354〜363は「帥の宮にて題十給はせたる」とする十首の歌群、364〜365は「みちさださりてのち、帥の宮に参りぬと聞きて、赤染衛門」という赤染衛門との贈答である。さらに、正集には「日記歌群」と呼ばれる『和泉式部日記』の和泉式部の歌がまとまって並ぶ歌群が392〜421・868〜893に見える。これほど敦道親王との関係が明示されるうえ、233では「そちの宮うせ給ひてのころ」とあって、正集上巻末の敦道親王伝があることにさほど

問題はなさそうである。

しかし、現存本で見る限り、正集には敦道親王以外の人物に関する動物はない。もちろん、正集内には敦道親王以外にも様々な人物名が見えている。例えば、正集99には「さえもんのかみ」（藤原公任）、150「はりまのひじり」（性空）、463「入道殿」（藤原道長）などである。これらの人物に関する注はもちろん、和泉式部本人についての注さえないにもかかわらず、敦道親王についての動物だけが記されているのである。

ところで、この正集の注が統集の為尊親王に関する動物に似ているように思われるのであるが、両者をもう一度並べてみよう。

〈正集〉

大宰帥敦道親王寛弘四年三月花宴之次叙三品同十月二日薨二十七

〈統集〉

二品「彈正尹為尊親王」長保四年「六月依病」出家薨

先に見たように、内容としてはそれぞれの親王の伝としてほぼ間違いはない。ただ、記述される情報はそれぞれの素性や和泉式部との関係を示すのではなく、位と死亡年を記しているのである。例えば、陽明文庫本『後拾遺集』では、先引の573の詞書に「敦道親王」とあるのに対し「三条院御子、号帥宮、道貞志後、参此宮云々」と動物がある。正集・統集の動物はこうした動物とはまったく異質であり、

こういった動物と比較して二つが類似しているように思われるのである。

『和泉式部日記』が和泉式部の人物像を形成する上で強く影響していることは、先に引いた藤岡氏の説のとおりである。この『和泉式部日記』に欠かせない為尊親王と敦道親王の伝記のみが現存『和泉式部集』にそれぞれ見えるのは、単なる偶然ではないのではないか。

四、正集と統集の伝来

江戸期の写本しか現存しない正集は、錯簡や脱落があるとされる。それでも、成立時期について不明な点が多いながら、幾つか論じられてきた。

まず、清水文雄氏は、和泉式部歌の勅撰集への入集状況、正集諸本には定家と民部卿局の書写であることが記されている点から、その成立は『千載集』以降『新古今集』以前とされた⁹。また、森本元子氏は正集268〜310「親身岸額離根草、論命江頭不繫舟」の訓を一字づつ頭に踏んだ歌群と、この正集内重出歌群367〜391の『千載集』『新古今集』への入集状況を検討された結果、「さらにこれを拡大して憶測すれば、現存和泉式部集の、少なくとも正集の原型が成立したのは、やはり定家の時代、それも新古今集成立以後に寄せて考

えられるのではないだろうか」と述べられる。これらの御論の詳細な点に及ぶ贅否はともかく、勅撰集への入集状況から見て、現存正集は定家と関係があるようである。また、先にも述べたように、部分的にはあるが正集の古筆切には定家様のものがある¹¹⁾。定家が自ら書写するのみならず、家の子女にも多くの私家集を書写させていたことは、現存する定家本私家集の数々から明らかである。正集の奥書が定家と民部卿局の筆であると伝えることを一旦横において考えても、現存正集と定家は何らかの関係があると言えそうである。

つまり、その頃の正集は現存本よりも錯簡や脱落のない本文であったろうが、定家はその正集の書写に関わっていたのであろう。とすれば、他の定家自筆本や定家子女筆の本、定家が所蔵していた本に定家が訂正や勅物を加えたように、正集に敦道親王の伝を加えたのも統集と同じく定家であるとは考えられないだろうか。

『和泉式部日記』の伝来については鎌倉初期のことは明らかでなく、三条西家本が現存最古本とされる状態である。勅撰集との関係から見ると、『和泉式部日記』の歌の勅撰集初出は『千載集』であるが、歌本文や季節が現存『和泉式部日記』とも正集とも異なり、採歌に用いられた資料が何であったのかは明らかではない。『新古今集』には『和泉式部日記』の歌は採歌されず、判断材料にはならない。『新勅撰集』では敦道親王との贈答が二組四首入集し、『和泉

式部日記』と大きな違いはない。また、このうち三首は現存正集には存在しない歌で、正集からの採歌ではないらしい。したがって、定家は『新勅撰集』編纂時には、現存『和泉式部日記』とは必ずしも一致しないにしても、何らかの『和泉式部日記』を見ていたということになろう。

そもそも、『和泉式部集』の正集・統集という呼称は、早くは岸本由豆流が指摘しているように¹²⁾、正集が先に成立しその後統集ができたというような本来的なものではなく、便宜上そう呼び習わしているにすぎないのである。先の清水氏の御論でも正集と統集が定家の手許にそろっていた状況が、勅撰集の入集状況から想定されると、【表1】に示したように、多少の偏りはあっても、やはりどち

【表1】

	正集	統集	その他
千載	13	7	1
新古今	16	8	3
新勅撰	12	3	1
続後撰	10	9	0
続詞花	9	5	1
万代集	69	68	0
夫木抄	73	34	5

※正集・統集に重出する和歌はそれぞれを1として数えた延べ数である。

※必ずしも『和泉式部集』を採歌資料としたとは限らないものでも『和泉式部集』と同じ歌が見えるものは数えた。

らか一方のみということではなく、両方から採歌されている。これは、両集が一つ所に合わせて、並立的に存在していたということであろう。定家本私家集には同じ人物の家集が複数存在することは決して珍しくはない。例えば、『兼輔中納言集』や『順集』は冷泉家時雨亭叢書に複数収録されているし、『一宮紀伊集』も定家様の書体のものが二つ現存している。

こうして見ると、「宮」の死を悲しむ続集の歌群を為尊親王挽歌と考え、勅物を付けたのは、敦道親王との贈答や敦道親王に関わる歌が多数見える正集に、敦道親王についての勅物を付けたことと無関係ではないようである。『和泉式部日記』において、物語は女が為尊親王の死を悲しむところから敦道親王へとつながり結ばれるという展開をたどる。和泉式部が敦道親王と結ばれた後、その幸せは長くは続かず、わずか数年にして敦道親王が薨去してしまった事実を、定家も知らないわけではあるまい。しかし、続集38の「宮」に為尊親王についての勅物を付したのには、『和泉式部日記』を素地として、敦道親王との関係が濃厚に現れた正集を見ての判断があったのであろう。定家にとってこれは確信を持てる事実だったのである。

五、まとめ

現存正集は明らかに脱落や錯簡を受けていると考えられるため、定家が見たのと同じというわけではない。また、現存諸本は残念ながら定家本の臨模本等ではなく親本の形態をほとんど伝えてもいない。しかし、現存諸本の形態からいえば、正集の二大系統の中心である榊原本・春海本とも、敦道親王伝は上巻末に和歌本文とは丁を変え、少し区別して書写されている。これは単に、書写者の判断というよりも、何らかの親本の状態を継承しているのかもしれない。現存正集は親本の形態をほとんど伝えず、また、大きな錯簡や欠脱を受けているのは間違いないのだが、その一方で、恣意的・研究的に親本を改変してしまうのではなく、忠実に写そうとする態度をも持っているのではないか。

春海本では上巻末、敦道親王伝のさらに後に、宝永七年閏八月下旬の古筆了音の極札の写しが書かれる。そこには、「上巻 民部卿局 所々加筆并奥一枚外題 定家卿」とある。定家筆の「奥一枚」とは、あるいは、この敦道親王伝なのであろうか。

それはともかく、やはり、定家が正集の書写と関わりが深いということは確かであろう。今までも定家と正集の関係は既に指摘されてきたところであるが、例えば、正集に記される親本の書写者は、

榊原本と春海本とで違いがあり、それをそのまま信じることは躊躇されるものである。また、勅撰集への入集にしても、勅撰集は家集をそのまま引用するとは限らない。実際、正集268〜310「観身岸額離根草……」歌群は『千載集』以降の勅撰集に多く入集するが、あるものは冬部に、あるものは恋部に雑部にと、ほとんどが「題しらず」として入るのである。その上、現存正集が祖本の形態をあまり残さない状況では、勅撰集と正集の比較から、どこまでのものが導き出せるであろうか。

こうしたことから、本稿では勅物を一つの指標として定家と正集の関係を探ってみた。正集と『和泉式部日記』のつながりを論じる時、正集内の『和泉式部日記』歌群には明らかな錯簡が認められ、成立や伝来を考えるにも正集の錯簡・誤脱は避けられない問題ではあるが、大きな問題であるので別稿に譲りたい。

注

和歌の引用は特に記さない限り、本文歌番号とも『新編国歌大観』に依った。なお、『和泉式部集』の歌番号は他の歌集との混乱を避けるためゴシックで示している。本文については、榊原本は日本古典文学影印叢刊九『榊原本私家集一』（貴重本刊行会・S53）、春海本は天理図書館蔵『和泉式部家集』（081・137・74）を適宜参

照した。春海本は注(1)吉田著書に翻刻がある。

- (1) 古典文庫・H1。カラー写真の他に、統集について詳細な論が収められている。その他、清水文雄「伝西行筆和泉式部統集零本について」(清水文雄『和泉式部研究』・笠間書院・H1年所収)／『山岸徳平先生頌寿中古文学論考』S47初出)にも詳しい。
- (2) 赤松俊秀『天理図書館善本叢書和書之部15 大鏡諸本集』解題(天理大学出版部・S50)
- (3) 清水文雄「和泉式部統集に収録されたいわゆる『帥宮挽歌群』について」(注(1)清水著書所収)／『国語と国文学』41・5・S39・5)
- (4) 清水文雄「いわゆる『帥宮挽歌群』と千載・新古今・統拾遺入集和泉式部歌」(注(1)清水著書所収)／『ノートルダム清心女子大学国文学研究紀要』2・S43・3初出)
- (5) 藤岡忠美「和泉式部伝の修正―為尊親王をめぐって―」(『文学』44・11・S51・11)
- (5) 『二四代集』では『後拾遺集』573の詞書を「為尊親王かくれはべりにける時」とする本がある。これも定家による改変であるとすれば、定家が統集「帥宮挽歌群」を為尊親王の挽歌

群であると認識していた一つの徴証になろう。

(6) 注(4)所引の藤岡論文

(7) 『新勅撰集』恋一・641・642 恋三・823・824

(8) ただし、春海本系統の諸本には最後の「同十月二日薨二十
七」がない。

(9) 清水文雄「和泉式部研究の問題点」(注(1)清水著書所収/
『中古文学』2・S43-3)

(10) 森本元子「和泉式部集と新古今集」(『私家集と新古今集』・
明治書院S49所収)、「和泉式部の歌」『観身岸額離根草』
の歌群に関して——『武蔵野文学』19・S47-1初出)

(11) 伊井春樹「定家筆の私家集切——高遠集・紫式部集・和泉式部
集・俊忠集・基俊集・忠度集・唯心房集・玉吟集——」(『日本
語・日本文化研究論集 共同研究論集 第四輯』S63-3)に
二葉の翻刻が紹介されている他、拙稿『和泉式部正集』日
記歌新考」(『中古文学』65・H12-6)で三葉を扱った。な
おこのうち二葉は注(1)所引の吉田著書に写真が収められて
いる。

(12) 例えば、出光美術館蔵『四条中納言集』や野村美術館蔵『讀
岐入道集』、私家集以外でも御物『更級日記』などに人物に
対する勅物が見える。

(13) 岸本由豆流は標注本の補遺で「そも歌の集を本集統集とわか

ちたるは、頓阿が草庵集の外はをさをさ見もおよばず……され
ば、統集とは後人のさかしらなることしるし」と記す。(『岸
本由豆流版下本 和泉式部家集考誌』・新典社善本叢書1・
新典社・S52)

(14) 天理図書館善本叢書和漢書之部4『平安諸家集』、日本古典
文学影印叢刊8『平安私家集』

(きしもと りえ／本学大学院生)